

高齢者等実態調査及び川根本町高齢者保健福祉計画等策定業務委託
企画提案選定実施要領

- 1 業務名：
高齢者等実態調査及び第11次川根本町高齢者保健福祉計画（第10期川根本町介護保険事業計画・認知症施策推進計画）策定業務
- 2 業務内容：
高齢者等実態調査及び川根本町高齢者保健福祉計画等策定業務委託特記仕様書のとおり。
- 3 委託期間：契約締結日から令和9年3月31日（水）まで
- 4 契約限度額
総額¥4,994,000-（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。
（うち、令和7年度分¥1,584,000-（消費税及び地方消費税を含む）、
令和8年度分¥3,410,000-（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。）
- 5 実施形式：公募型プロポーザル方式
- 6 実施日程
公募開始日（公告日）：令和7年10月16日（木）
質問受付期間：令和7年10月17日（金）～10月24日（金）午後5時必着
質問回答期限：令和7年10月28日（火）
参加表明書：令和7年10月31日（金）
企画提案書等提出届提出期限：令和7年11月7日（金）午後5時必着
プレゼンテーション：令和7年11月中旬
※実施時間については、参加表明書を提出した事業者別途連絡する。
審査結果通知：令和7年11月中旬
- 7 参加資格
本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。
（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないもの。
（2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、川根本町が発注する物品の製造等（役務提供）に係る競争入札参加資格を有するもの。
（3）消費税、地方消費税に滞納がないこと。
（4）本業務を進めるにあたって、受託者は静岡県内市町における「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の業務完了実績を有していること。
（5）プライバシーマーク（JISQ15001）認証を取得している事業者。

8 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、質問票（様式2）により、電子メールで受付を行う。

- （1）提出期限：令和7年10月24日（金）午後5時必着
- （2）回答：質問に対する回答は令和7年10月28日（火）までにホームページ上に公表する
- （3）電子メール：koreisha-fukushi@town.kawanehon.lg.jp

9 参加申込方法

本プロポーザルへの申込みを希望する場合は、参加表明書（様式1）を提出すること。また、参加表明書提出後に辞退を希望する場合は、辞退届（任意様式）を提出することで辞退することができ、川根本町は、辞退者に対して、今後不利な取り扱いを行わないものとする。

- （1）提出期限：令和7年11月5日（水）午後5時必着
- （2）提出先及び提出方法：川根本町高齢者福祉課長寿介護室に郵送もしくは持参により提出すること。

10 企画提案書の提出等について

- （1）提出期限：令和7年11月7日（金）午後5時必着
- （2）提出先及び提出方法：川根本町高齢者福祉課長寿介護室に郵送もしくは持参により提出すること。

（3）提出書類

ア 企画提案書等提出届（様式3）

イ 会社概要（任意様式：会社パンフレット可）

ウ 契約実績表（任意様式）

※高齢者福祉計画・介護保険事業計画の契約実績を記載すること。

※契約実績においては関連会社の実績は含めないこと。

エ 企画提案書（A4）※詳細は（5）を参照

オ 見積書（任意様式）（消費税及び地方消費税の額（10%）を加えた額を記載する。）

カ 見積書の内訳書（任意様式とするが、各年度の金額を明記する。）

キ 業務工程表（様式4）

ク 業務実施体制表（様式5）

（4）企画提案書作成について

ア 体裁は原則A4版（A3版折込可）とし、横書きとする。

イ 要点を簡潔にまとめて作成すること。

ウ 仕様書の各項目について具体的な提案内容を記載すること。

エ 企画提案書の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。文字のポイント数は原則11ポイント以上とする。

オ 企画提案書は代表者印を押印した正本を1部、正本を複写した副本を10部及び電子媒体（CD-R等）1部を提出すること。

11 審査方法

川根本町プロポーザル選定委員会で次の主項目による審査基準で審査を行う。ただし確認の結果、見積書の総額及び各年度の見積額が見積限度額の上限を超えている場合及び「7 参加資格」の資格を有しない場合は、その企画提案書は審査から除外する。

- ・ 事業目的、事業内容の理解度
- ・ 提案内容
- ・ 実施体制
- ・ 事業受託実績
- ・ 見積額

12 企画提案の選定予定日等

審査方法は、選定評価基準に基づく評価点により行う。選定は、提出された書類に加えプレゼンテーションを実施し、それらを総合的に審査する。

審査の結果、最高得点を獲得した企画提案者を契約予定者として選定する。ただし、最高得点提案者が複数ある場合は、選定委員会の協議により選定する。契約予定者として選定された者から、改めて見積書を徴取し、協議が整った場合には、随意契約により契約を締結する。

※プロポーザル参加事業者が1社の場合、企画提案書等の審査により選考するとともに、業務を適切に実施できると判断した場合は、当該参加者を契約予定者として選定する。

- (1) 日時：令和7年11月中旬（予定）
 - (2) 場所：川根本町役場3階会議室 静岡県榛原郡川根本町上長尾627
 - (3) 内容：提案者による企画提案書の説明（20分）及び質疑応答（10分）
 - (4) 出席者：3名以内。説明は、当該業務の主担当者が行うこと。
 - (5) その他・時間等の詳細については、企画提案書提出期限後に電子メールにより、参加業者へ通知する。
- ・ 説明は、提出された企画提案書を基に実施するものとし、追加資料の配布は認めない。
 - ・ オンラインでのプレゼンテーションは実施しない。

13 審査結果の通知

企画提案のプレゼンテーション実施後、文書により通知する。また、審査結果について、質疑及び異議の申立ては受け付けない。

14 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている場合。ただし、手続開始決定を受けているものを除く
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている場

- 合。ただし、手続開始決定を受けているものを除く
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
 - (6) 前各号に定めるもののほか、企画提案に当たり、著しく信義に反する行為等をしたことにより、選定委員会が失格であると認めた場合

15 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用はすべて参加事業者の負担とする。
- (2) 提出後の企画提案書類の修正は認めない。
- (3) すべての提出書類は返却しない。
- (4) 企画提案書は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- (5) 本プロポーザルに係る提出書類は、提案事業者の新たな発明、考案又は著作物の創作を含んでいる可能性を考慮し情報公開の非対象とする。

16 問い合わせ、企画提案書等提出先

〒428-0313

静岡県川根本町上長尾627

川根本町高齢者福祉課長寿介護室（担当：佐々木）

TEL 0547-56-2234

FAX 0547-56-2235

Email:koreisha-fukushi@kawanehon.lg.jp